

東京国公だより

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2016/11/7 16-9号

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL: <http://tk-kokko.org/>

「JAL不当労働行為糾弾! 16 5人を直ちに職場に戻せ」と 700人がテモ&本社前に結集

**JALに二分の道理も
なし!不当は不動**

9月23日に最高裁によ
って確定したJALの不
当労働行為認定(裏面に
解説)の判決を受けて、
11月4日には、700人

を超える原告・組員・支
援者が結集し、デモ行進
によるアピール行動と本
社前での抗議・要請行動

を展開し、不当に解雇さ
れたパイロット81人、客

室乗務員84人の職場復帰
を求めました。

**日本共産党・山添拓参
議員が要請に参加する
も門前で「ノーコメン
ト」対応**

この日は10月20日の
国土交通委員会でJAL
経営陣が行った不当労働
行為を追及した日本共産
党・山添拓参議員も加わ
りました。しかしJAL
は「通常」通り、門前で
の「ノーコメント」対応
に終始しました。解雇
時、違法な労働組合への



介入を強行し、裁判所か
らも不当労働行為の認定
がされ、国会でも問題視



JALの不当労働行為って？

9月23日最高裁判所から、JALの管財人が行った不当労働行為事件について、JALの上告を棄却・不受理とする決定が出されました。

この事件は、2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めた乗員組合とCCU（キャビンクルーユニオン）に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は3,500億円の出資はできない」と発言した不当労働行為事件です。

東京都労働委員会、東京地裁、そして昨年6月18日には東京高裁でも「不当労働行為」であるとの判決がだされていましたが、会社（JAL）が最高裁判所に上告をしていました。しかし、今回の最高裁の決定で、2010年の大晦日に165名を整理解雇する過程で、JALの管財人が行った労働組合への介入行為が「不当労働行為である」ことが確定しました。

されたにも拘わらず、JAL経営陣は依然として、国民・利用者には全く真摯な態度は示していません。
この日は5000団体からの「労使の話し合いによる解雇問題の解決」

を求める要請文書も届けられました。



この行動には国公働者も多数参加、東京国公・国公労連を始めとして、10を超える組織、30人を超える組合員が参加しました。

11月JAL集中行動

- 11月7日（月曜日）
11時JAL本社前座り込み
- 11月8日（火曜日）
11時JAL本社前座り込み
- 11月10日（木曜日）
11時JAL本社前座り込み
- 11月11日（金曜日）
11時JAL本社前座り込み
- 11月25日（金曜日）
18時JAL感謝デー
デイズニールランドにて
- 11月29日（火曜日）
統一宣伝行動（有楽町マ
リオン前、品川駅港南口、
高田馬場駅、錦糸町駅北
口、立川駅北口）

第46回東京国公マラソン大会

【日時】11月19日（土）

12時00分 受付

12時00分 スタート

【集合】皇居・桜田門

- * 団体戦（駅伝）一人皇居一周5Kコース
- * 個人は申告タイムにより近いタイムでの完走を競います。
- * 家族の方も参加できます。

この日もCCU前田副委員長が決意表明を行いました。JAL本社との団体交渉も含めての今時点の諸課題と闘いの展望も明らかにした素晴らしい内容です。10月13日の本社前行動の決意表明では、不当労働行為認定に関わる問題の本質を明らかにしてくれています。2つまとめて東京国公のHPのトップページ(左上)に掲載しています。是非お読みください。

